

令和元年度第4回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和元年6月5日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

第4回定例会議事日程

- 1 日 時 令和元年6月5日(水)午前9時30分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第18号議案 八王子市奨学審議会委員の解嘱に関する事務処理の報告について
 - 第2 第19号議案 八王子市奨学審議会委員の委嘱に関する事務処理の報告について
 - 第3 第20号議案 富士森公園陸上競技場における備品購入契約の締結に関する議案の調整依頼について
 - 第4 第21号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
 - 第5 第22号議案 八王子市生涯学習審議会委員の委嘱について
 - 第6 第23号議案 八王子市学習支援委員の委嘱について
 - 第7 第24号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
 - 第8 第25号議案 八王子市博物館協議会委員の委嘱について
 - 第9 第26号議案 八王子市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定について
 - 第10 第27号議案 八王子市体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定について
- 4 報告事項
 - ・第3次八王子市教育振興基本計画における基本的な方向について
(学校教育政策課)
 - ・夏季休業中における学童保育所での昼食提供の試行実施について
(保健給食課)
 - ・「食育ソング」の制作について
(保健給食課)

- ・令和元年度（2019年度）八王子市奨学生の決定について
(教育支援課)
- ・令和元年春の叙勲の受章について
(教職員課)
- ・「八王子城跡まつり～こども武者大集合!～」の実施について
(文化財課)
- ・姉妹都市関連テーマ展示「北条早雲と城」の実施結果について
(図書館部)
- ・中央大学との共同研究の報告会開催について
(図書館部)

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	村 松 直 和
委 員	柴 田 彩千子
委 員	笠 原 麻 里
委 員	伊 東 哲

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	設 樂 恵
学校教育部指導担当部長	斉 藤 郁 央
学校給食施設整備担当課長	小 林 順 一
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
学 校 教 育 政 策 課 長	橋 本 盛 重
学校複合施設整備課長	高 橋 健 司
施 設 管 理 課 長	松 土 和 広
保 健 給 食 課 長	田 倉 洋 一
教 育 支 援 課 長	山 田 光
指 導 課 長	大日向 由紀子
教 職 員 課 長	溝 部 和 祐
統 括 指 導 主 事	野 村 洋 介
統 括 指 導 主 事	上 野 和 広

生涯学習スポーツ部長	小 山 等
歴史文化構想担当課長	平 塚 裕 之
生涯学習政策課長	安 達 和 之
スポーツ振興課長	清 水 秀 樹
スポーツ施設管理課長	佐 藤 晴 久
学習支援課長	新 堀 信 晃
文化財課長	菅 野 匡 彦
こども科学館長	遠 藤 讓 一
図書館部長	佐 藤 宏
中央図書館長	太 田 浩 市
生涯学習センター図書館長	新 納 泰 隆
南大沢図書館長	中 村 東 洋 治
川口図書館長	成 田 俊 雄
学校教育政策課主査	三 枝 信 博
保健給食課主査	安 齊 祥 江
教育支援課課長補佐兼主査	岡 部 雅 洋
指導課主査	金 子 江 理 子
生涯学習政策課主査	高 木 健 治
スポーツ施設管理課主査	土 方 章 光
文化財課主査	中 村 善 行
中央図書館主査	山 中 広 子
南大沢図書館主査	鈴 木 仁
教育総務課主査	長 井 優 治
教育総務課主事	小 山 ち は る
教育総務課主事	池 上 光
教育総務課嘱託員	古 瀬 村 温 美

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和元年度第4回定例会を開会いたします。

本市では地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯や職員のクールビズを実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日の議事録署名員の指名をいたします。

本日の議事録署名員は、伊東哲委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事でございますが、第20号議案ははまだ意思形成過程のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

安間教育長 それでは、議事を進行いたします。

日程第1、第18号議案 八王子市奨学審議会委員の解嘱に関する事務処理の報告について、日程第2、第19号議案 八王子市奨学審議会委員の委嘱に関する事務処理の報告については相互に関連しておりますので、一括議題に供します。各案について、教育支援課から説明願います。

山田教育支援課長 それでは、第18号議案 八王子市奨学審議会委員の解嘱に関する事務処理の報告について、第19号議案 八王子市奨学審議会委員の委嘱に関する事務処理の報告について、あわせて御説明いたします。詳細につきまして、担当の岡部課長補佐から説明いたします。

岡部教育支援課課長補佐兼主査 それでは、あわせて御説明させていただきたいと思っております。

審議会の委員の選出区分のうち、市議会議員7名につきまして、市議会議員選挙が行われたことに伴いまして、八王子市議会議長から奨学審議会委員の変更の旨の

通知がございました。任命の年月日につきましては、市側の取りまとめ課である総合経営部より、「議長からの回答送付日であります5月21日で統一を」との依頼がございました。このため、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、委員の解嘱及び委嘱について、教育長において事務処理をさせていただいた次第でございます。

本二議案につきましては、同条2項の規定によりまして、教育委員会に承認をお願いするものでございます。

両議案とも1枚目をもって、それから1枚目裏面冒頭にその旨を記載させていただいているところでございます。

第18号議案につきましては、裏面下段及び2枚目に解嘱委員7名を記載しております。解嘱年月日は5月20日となっております。

第19号議案につきましても、裏面下段及び2枚目に委嘱委員7名を記載しております。委嘱年月日は5月21日でございます。

また、3枚目に関連資料をお付けしておりますので、あわせて御覧いただければと思います。

任期につきましては、八王子市奨学審議会規則第3条第3項の規定に基づき、前任者の残任期間であります、今回で言いますと令和2年7月31日までになっております。

説明は以上でございます。

安間教育長　　只今、教育支援課からの説明は終わりました。各案について、御質疑はございますか。

確認なのですが、既に委嘱している委員の中で充て職の方で人事異動等があった場合も、それは今回、まだ直っていない部分もあるみたいですが、そこも変えていただけるのですよね。

岡部教育支援課課長補佐兼主査　　その部分につきましては確認をいたしまして、必要であれば変える形になるかと。

安間教育長　　了解いたしました。

委員の方から、他に御質疑等はございませんか。よろしゅうございますか。

御質疑がないようでございますので、本案に関する御意見をいただきたいと思い

ます。いかがでしょうか。

御意見もないようでありますので、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第18号議案及び第19号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって第18号議案及び第19号議案については、そのように承認することにしたしました。

安間教育長 日程第4、第21号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、指導課から説明願います。

大日向指導課長 第21号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、担当の金子主査より御説明申し上げます。

金子指導課主査 それでは、第21号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、御説明申し上げます。

本案は、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会規則第2条の規定に基づき委嘱するものでございます。

それでは、お手元に配付してございます第21号議案関連資料、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員一覧を御覧ください。

4月24日の教育委員会定例会において決定をしていただき、既に八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員を10名に委嘱しておりますが、加えまして4名を委員に委嘱するものでございます。

委員の選出については、各団体より推薦をいただいております。

委嘱する委員でございます。

片山弘道氏は法律に関わる専門家で、ひだまり法律事務所弁護士でございます。

竹本竜太氏は警察関係者で、警視庁生活安全部少年育成課八王子少年センター主査でございます。

町田照良氏は地域関係者で、八王子地区保護司会学校担当委員会委員長でございます。

ます。

米倉秀光氏は地域関係者で、青少年対策別所地区委員会委員長でございます。

以上4名は各分野の専門家、組織、地域を代表する方々であり、本市の教育委員会いじめ問題対策委員会の委員として適任であると考えております。

なお、任期は令和3年4月30日までとなります。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、指導課からの説明が終わりました。本案について、御質疑はございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。

ちょっと質問なのですけれども、この八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会というのは定員はあるのでしょうか。

金子指導課主査 定員は16名以内となっております。

伊東委員 はい、分かりました。その中で、今まではそうすると10名でやっていて、今度4名追加して14名でという、そういう意味でしょうか。

金子指導課主査 改選前の4月30日までは14名の構成で委員会を運営しておりました。今回、改選にあたりまして、委員の推薦を各団体をお願いをいたしましたところ、4月以降5月に総会などの委員会がある団体が幾つかございまして、推薦をいただくのが遅れておりました関係で10名を当初委嘱し、追加で4名をという形で現在設置も進めております。

伊東委員 御説明ありがとうございます。要は改選をしたという、そういう趣旨の委嘱ということで理解してよろしいですね。

笠原委員 今回、14名になられたということで、この男女比を教えてくださいませんか。

金子指導課主査 4割を少し超えたところです。

笠原委員 人数で教えてくださいませんか。

金子指導課主査 女性の委員の方が6名です。

笠原委員 ありがとうございます。

安間教育長 他に御質疑はございませんか。

御質疑がないようでございますので、本議案に関する御意見をいただきたいと思

います。いかがでしょうか。

笠原委員　今回の選出にあたって、男女比、特に女性の比率が少なくないと思いながら思っていたのですけれども。今回、たまたま新しく4名の方が、追加された分が男性だったので気にはなっていたのですが。4割、男性8名、女性6名ということであれば、この委員会の性質上、やはりある程度今後も男女比の比率を、女性を少なくないようにしていただくといいということが、もう少し考えていただければと思っております。お願いいたします。

安間教育長　ありがとうございます。

他に御意見等はございますか。

伊東委員　ちょっと質問の続きになってしまうような形で申し訳ないのですけれども。いじめ問題対策委員の残りのメンバーの役職というのでしょうか、出身母体など、そういったところについてもう少し教えていただくとありがたいです。

金子指導課主査　既に委嘱をしております委員につきましては、学識経験者の方が1名と医療に関わる専門家です。学識経験者の方は、東京学芸大学の副理事長の先生でいらっしゃいます。他に、医療に関わる専門家ということで駒木野病院の児童心理学の先生。福祉に関わる専門家ということで八王子児童相談所、八王子市子ども家庭支援センターの職員となっております。他に、地域関係者ということで、八王子市立保育園協会のほうから御推薦をいただいた方が1名。保護者代表ということで小学校PTA連合会、中学校PTA連合会からも御推薦をいただいております。以上になります。あとは、本日御説明をさせていただきました4名の方です。

金子指導課主査　すみません、追加いたさせていただきます。学校関係者ということで小学校校長会、中学校校長会からも担当の校長先生を推薦していただいております。

伊東委員　ありがとうございました。本来でしたら、私がそういうことを知っている立場で申し訳なかったのですけれども。それぞれの立場の人たちが、こうしていじめ問題に関しまして対応をされるということでございますので、ぜひ、緊密な連携等をしていただきながら、いじめ問題に対するさまざまな施策とか対応とか、そういったものをやっていただけるように期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

安間教育長 他にございますでしょうか。

確認なのですが、このいじめ問題対策委員会の男女比の話は笠原委員がしていただいているのは、この下に調査部会を開いた時に、そういう子どもたちから直接聞き取りをすとか、そういう場に必要だと、そういう趣旨での話でしたので。そのことは今後、もしこの対策委員会のところで調査部会等を立ち上げる場合には、必ず配慮していただきたいというふうに思います。よろしゅうございますか。

それでは、本案についての他に御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第21号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第21号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第5、第22号議案 八王子市生涯学習審議会委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、生涯学習政策課から説明願います。

安達生涯学習政策課長 それでは、第22号議案 八王子市生涯学習審議会委員の委嘱について、御説明いたします。

本議案は、八王子市生涯学習審議会条例第3条及び同条例施行規則第2条の規定に基づき、生涯学習審議会員として13名の方を委嘱しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当の高木主査から説明いたします。

高木生涯学習政策課主査 それでは、第22号議案 八王子市生涯学習審議会委員の委嘱についてを御説明いたします。

お手元の議案関連資料の八王子市生涯学習審議会委員候補者一覧を御覧ください。

この生涯学習審議会は市民の生涯学習の振興を図るため地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく教育委員会の附属機関であり、平成19年7月1日から設置しているものでございます。

委員の任期は、八王子市生涯学習審議会条例第3条第2項の規定により3年となっており、令和元年6月30日をもって、現委員の任期が満了となりますので、ここで新たに委員を委嘱するものでございます。

審議会の役割ですが、教育委員会の諮問に応じ、生涯学習の計画の立案や生涯学習に関する施策、事業評価などを調査・審議し答申するものでございます。

今回提案します委員の候補につきましては、学校教育及び社会教育関係者からは再任が3名、新任が5名の計8名、学識経験者からは再任の3名で、また公募市民は、新任の2名で合計13名を候補者といたしました。なお、公募市民につきましては7名の方からの応募があり、論文審査による第一次選考、面接による第二次選考を経まして2名を選考したところでございます。

なお、このたび委嘱する委員の任期につきましては、令和元年7月1日から令和4年6月30日までとなっております。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、生涯学習政策課からの説明が終わりました。本案について御質疑はございませんか。

村松委員 新しく3番の中嶋校長、あと6番の町田校長、こちらのほうは学校側からどのような形の推薦で来たのですか、ちょっと教えてください。

高木生涯学習政策課主査 こちらの2名につきましては校長会より推薦をいただいております。

また、中嶋候補者につきましては、学校を地域の機関として考え、地域の力、例えば高齢者の方々の力を借りながら連携を図りたいという考えでございます。また、地域と学校、また生涯学習の観点から意見を述べたいということでございます。

また、6番の町田候補者につきましては、地域の方々とともに学び、地域とともにある学校を目指すと。地域のコミュニティの中心であるというような考えをお持ちの先生でございます。

安間教育長 よろしゅうございますか。他に御質疑ございますか。

柴田委員 御説明ありがとうございました。

公募市民の選定について伺いたいのですけれども、論文、それから面接にて7名中2名の方が選ばれたということですが、その論文のテーマなどは、こちら

から課しているのですか。自由なテーマで論文作成というものなのか。それが1点目の質問です。

2点目の質問は、選考基準について教えていただきたいと思います。

高木生涯学習政策課主査　　まず、論文の課題につきましては、生涯学習を振興するため、地域での役割ということを題しまして、それが論文となります。

また、選考基準につきましては、公平性ですとか論理性、視野の広さ、また具体性、積極性といったところで評価をいたしました。

安間教育長　　よろしゅうございますか。他に御質疑はございませんか。

それでは、本案についての御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第22号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　御異議ないものと認めます。

よって、第22号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長　　日程6、第23号議案　八王子市学習支援委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、生涯学習政策課から説明願います。

安達生涯学習政策課長　　では、第23号議案　八王子市学習支援委員の委嘱について、御説明いたします。

本議案は、八王子市学習支援委員に関する規則第3条の規定に基づき、学習支援委員として16名の方を委嘱しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当の高木主査から説明いたします。

高木生涯学習政策課主査　　それでは、第23号議案　八王子市学習支援委員の委嘱について、御説明いたします。

お手元にあります議案関連資料、八王子市学習支援委員候補者一覧を御覧ください。

学習支援委員の職務といたしましては、市民に対する生涯学習の活動の支援、学びたいですとか経験を生かしたいとか、そういった方々に対する支援及び相談、学習情報の収集及び提供、学校や生涯学習関連団体相互に関する連携、また、その他生涯学習の振興に関することでございます。

委員の任期は、八王子市学習支援委員に関する規則第4条の規定により3年となっており、令和元年6月30日をもって現委員の任期が満了となりますので、ここに新たに委員を委嘱するものでございます。

委員の選任についてですが、八王子市学習支援委員規則第3条の規定により、生涯学習分野での知識、技能、経験を有しており、生涯学習の振興に熱意がある者のうちから選任をすることとなっております。今回、御提案する委員の候補につきましては、八王子市生涯学習プランに基づき、学習成果を生かし、市民がつながる生涯学習を推進するため、幅広く人材を登用し、透明性及び信頼性の高い運営を行うことを目的に、委員全員を公募したところ22名の応募がございました。論文による第一次審査、面接による第二次審査を経まして、最終的に幅広い分野から合計16名を候補者といたしました。

なお、今回委嘱いたします委員の任期につきましては、令和元年7月1日から令和4年6月30日までとなっております。

説明は以上となります。

安間教育長 只今、説明は終わりました。本案について、御質疑ございませんか。

村松委員 11番の東條洋さん、現職が八王子ユースネットサービス事務局長となっておりますけれども、こちらの八王子ユースネットサービスというのは何をされているのでしょうか。

安達生涯学習政策課長 東條候補者ですけれども、親子ふれあいキャンプとか、親子ふれあい雪遊び等、そういう社会的教育活動に取り組んでいる、そういう団体であります。

安間教育長 よろしゅうございますか。他に御質疑はございませんか。

伊東委員 私もちょうと質問させていただきたいのですが、この学習支援委員の職務が、まだちょっとまだよく分からないものですからお伺いいたしますけれども、この方々の職務というのは、大体どのくらいの勤務になるのかということと、具体的

に支援活動というのは、先ほど御説明をいただいたのですけれども、もう少し具体的なお話をいただくと見えてくるのかなと思ってお伺いいたします。

安間教育長 では、職務について、もう少し具体的な補足をお願いします。

安達生涯学習政策課長 それぞれ、学習支援委員は自分の専門なり得意分野をお持ちで、その得意分野を生かした形で講座を開催するということがあります。また、コーディネートということで自ら講師を務めるのではなく、適切な講師を見つけて、受講生も募集をし、そういう講座をやる、企画から運営まで行う、そういう委員もいらっしやいます。あとは、事務局としましては、月1回定期的に集まっていたらどのような活動をしているかということの情報交換をして、お互いに刺激を合うような場を設けているということもあります。

それから、先週行われたのが、支援委員による講座、合同でいろいろな講座をクリエイトホールで開催しまして、そこで支援委員が実際に講座をやって、市民の方々にも参加をしていただいたという、そういう活動も行っております。

安間教育長 他に御質疑等はありませんか。よろしゅうございますか。

では、私のほうから1点確認なのですが、学習支援委員が開く講座の中身に関してのチェック機能というのは、どのような仕組みになっていますか。任せっきりというわけではないですよ。

安達生涯学習政策課長 チェックとしまして、先ほど申し上げました月1回の月例会のところで報告いただいたり、また実際に合同で行われる支援委員の講座の時には順番に見て、実際に見て確認をさせていただいたりということを行っております。

安間教育長 それはしっかりとやっておいてください。教育委員会主催の講座なわけですから、その中身に対して我々が責任をとれないと困るわけですから。ぜひ、しっかりとしたチェックをお願いします。よろしゅうございましょうか。

それでは、本案に関する御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 よろしゅうございますか。

それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第23号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第 2 3 号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程 7、第 2 4 号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から説明願います。

清水スポーツ振興課長 それでは、第 2 4 号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを御説明いたします。

お手元の議案関連資料の八王子市スポーツ推進審議会委員候補者一覧を御覧ください。

スポーツ推進審議会はスポーツ基本法第 3 1 条の規定に基づく附属機関であり、平成 1 9 年 7 月 1 日から設置しているものであります。

委員の任期は、八王子市スポーツ推進審議会条例第 3 条第 2 項の規定により 3 年となっております。令和元年 6 月 3 0 日をもって、現委員の任期が満了となりますので、ここで新たに委員を委嘱するものでございます。

審議会の役割ですが、審議会条例により、スポーツ推進計画やスポーツの施設及び設備、スポーツ指導者の養成及び資質の向上並びにスポーツ団体の育成に関することなどについて、教育委員会の諮問に応じ、調査、審議、建議することが審議会の所掌事項となっております。

今回提案する委員候補者につきましては、八王子市スポーツ推進審議会条例施行規則第 2 条により、スポーツ関係者から 7 人以内、障害者スポーツ関係者から 2 人以内、学校体育関係者から 2 人以内、学識経験者から 2 人以内、公募市民から 2 人以内という形で選出することとなっております。規則にのっとりた形で審議会が所掌する職務を遂行するために必要な人材を選考し、合計 1 4 名を候補者といたしました。なお、公募市民につきましては 3 名の方から応募があり、論文審査による第一次選考、面接による第二次選考を受けまして、2 名の委員候補者を選考したところでございます。

また、委員の任期につきましては、令和元年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 3 0 日ま

でとなっております。

説明は以上でございます。

安間教育長　　只今、スポーツ振興課からの説明が終わりました。本案について御質疑はございませんか。

確認ですが、先ほどの定員の話でいうと、15人が定員なのですね。

清水スポーツ振興課長　　定員は15名でございます。

安間教育長　　その内の14名がここで決定ということでございますね。よろしゅうございますか。

それでは、本案についての御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、お諮りをいたします。

只今議題となっております第24号議案については、提案のとおり決定するという事に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　御異議ないものと認めます。

よって、第24号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長　　日程第8、第25号議案　八王子市博物館協議会委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、文化財課から説明願います。

菅野文化財課長　　それでは、第25号議案　八王子市博物館協議会委員の委嘱についてを御説明いたします。

本議案は、八王子市博物館協議会条例第3条及び同条例施行規則第2条の規定に基づき、八王子市博物館協議会委員として10名を委嘱するものであります。

詳細については、担当の中村主査から説明させていただきます。

中村文化財課主査　　それでは、第25号議案　八王子市博物館協議会委員の委嘱についてを御説明いたします。

お手元の議案関連資料の八王子市博物館協議会委員候補者一覧を御覧ください。

博物館協議会は地方自治法第138条の4第3項に基づく教育委員会の附属機関

であり、平成19年7月1日から設置しているものであります。

委員の任期は、八王子市博物館協議会条例第3条第2項の規定により3年となっており、令和元年6月30日をもって現委員の任期が満了となりますことから、ここで新たに委員を委嘱するものであります。

協議会の役割ですが、八王子市こども科学館及び郷土資料館の管理、運営について調査、協議し、教育委員会に対して御意見をいただくこととなっております。

協議会の委員候補者につきましては、八王子市博物館協議会条例施行規則第2条により学識経験者から6人以内、公募による市民から4人以内という形で選出することになっております。

今回提案する委員候補者につきましては、規則にのっとった形で協議会の所掌する職務を遂行するために必要な人材を選考し、学識経験者6名を候補者といたしました。なお、公募市民につきましては、6名の方から応募があり、論文審査による第一次選考、面接による第二次選考を経まして4名の委員候補者を選考したところでございます。以上、合計10名を候補者といたしました。

また、委員の任期につきましては、令和元年7月1日から令和4年6月30日までとなっております。

説明は以上となります。

安間教育長　　只今、説明が終わりました。本案について御質疑はございませんか。

村松委員　　6番の深澤候補、府中市郷土の森博物館学芸係長となっておりますけれども、こちらの方って府中市の職員の方になるのですか。

菅野文化財課長　　府中市の郷土の森博物館を運営する財団の職員になります。

柴田委員　　1点お伺いしたいのですけれども。公募による市民の方で特定非営利活動法人八王子市生涯学習コーディネーター会から候補の方が出ておりますけれども、先ほど審議されました生涯学習審議会の委員と学習支援委員に、このNPO法人から委員が選出されております。そこで、このNPO法人の活動の内容や、それから生涯学習をコーディネーターするにあたって、何か養成講座のようなものを教育委員会側で教育をして、そこを修了した方がこういった活動をしているのかといったことについて、教えていただきたいと思います。

安達生涯学習政策課長　　このNPO法人の八王子市生涯学習コーディネーター会は、

教育委員会が主催で行っているコーディネーター養成講座の卒業生が、当初、任意団体として集まってそういう活動をお互いにやっていこうということでスタートしたものが法人格を取得して今に至っているというような状況であります。支援員は非常勤特別職になりますけれども、そういうところではなく民間として生涯学習の支援をする、先ほどと同じように自ら講師として講座を行う場合もあれば、適切な方を見つけてきて、それで受講者を集めて、そういう企画運営をすると、そういうような活動を行っています。

柴田委員 ありがとうございました。

安間教育長 よろしゅうございますか。他にございますか。

伊東委員 私もちょっとお伺いいたしますけれども。学識経験者のほうですけれども、それぞれ博物館協議会の所掌事項に資するさまざまな識見をお持ちの方々が選出されています。その中で、良い、悪いということではなくて教えていただきたいのですけれども。5番の八王子市の柏木小学校の副校長先生が入っていらっしゃるのですけれども。この方については何かそういった経験とか御見識があるのかという、そのあたりをちょっとお伺いしたいと思います。

菅野文化財課長 田口副校長につきましては、小学校教育関係者ということでお願いしておりますが。小学校の授業の一環として本館を利用していただいているということ为背景としております。また、より現場に近い立場から御意見いただける方としては、初等理科を専門としている田口先生を選任したところでございます。

伊東委員 御説明は分かりました。ただ、本来から言えば、そういった区分としては学校関係者とか、そういった項目で候補として一覧表を作成するとか。学識経験者ということになるのかどうなのか。要するに校長会から選ばれてきた人という意味であれば、このあたり表記の仕方といいますか区分けの仕方を少し工夫されても良いのかなというふうには思います。

菅野文化財課長 要綱上の整理については、今後検討課題とさせていただきます。

安間教育長 推薦母体があるのだったら、その代表という示し方のほうが良いのかというご意見でした。

他に御質疑はございませんか。

それでは、御意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうござ

いますか。

お諮りをいたします。

只今、議題となっております第25号議案については、提案のとおり決定するという事に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第25号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第9、第26号議案 八王子市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定について、日程第10、第27号議案 八王子市体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定については相互に関連しておりますので、一括議題に供します。

各案について、スポーツ施設管理課から説明願います。

佐藤スポーツ施設管理課長 それでは、第26号議案 八王子市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定について及び第27号議案 八王子市体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定についてを御説明します。

両議案とも平成31年第1回市議会定例会にて議決されました運動施設の使用料等に関する条例改正に伴う規則の改正でございます。

内容につきましては、担当の土方主査から御説明いたします。

土方スポーツ施設管理課主査 それでは、第26号議案 八王子市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定について及び第27号議案 八王子市体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定について、説明いたします。

第26号議案、第27号議案関連資料を御覧ください。

今回の規則改正は、平成31年第1回市議会定例会にて議決された運動施設の使用料等に関する条例改正に伴い、それぞれに付随する内容について対応するもので、八王子市総合体育館条例、八王子市体育館条例の施行日、本年10月1日に合わせ、様式を定めるなどの規則改正を行うものです。

改正内容につきましては、各種様式の変更、個人利用回数券の新設、こちらについては富士森体育館、甲の原体育館のみでございます。

回数券は富士森体育館、甲の原体育館を対象に11枚つづりのもので、両体育館共通になります。

次に、従来、手書きであった申請書を八王子市施設予約システムから打ち出し、サインのみとします。従来、窓口で手書きで申請していたものを、利用者の利便性等を考慮し、予約システムから打ち出し、内容を確認の上、サインをしてもらうことにします。

次に、既に導入済みの運動施設の利用予約に使用している施設予約システム及び予約の流れについて明記します。既に予約システムを活用し、申し込み等を行っていますが、規則での表記が整備されていなかったため、新たに明記するものです。

説明は以上になります。

安間教育長 只今、スポーツ施設管理課からの説明は終わりました。各案について御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

それでは、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますね。

それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第26号議案及び第27号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第26号議案及び第27号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 それでは、続きまして報告事項となります。

学校教育政策課から報告願います。

橋本学校教育政策課長 それでは、第3次八王子市教育振興基本計画における基本的な方向について、御報告いたします。

本件については、4月24日開催の教育委員会第2回定例会において、これからの八王子の教育について協議させていただき、委員の皆様から御意見をいただきま

した。これを踏まえまして、第3次八王子市教育振興基本計画の基本的な方向として定めます基本理念及び今後10年間を通じてめざす教育の姿などの施策体系について、学識経験者や学校運営協議会委員等で構成する策定検討会での御意見のほか、国や都の教育振興基本計画及び本市のブランドメッセージ等を参考にしながら、現時点での案として整理したので御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、担当の学校教育政策課三枝主査から御説明いたします。

三枝学校教育政策課主査 それでは、御説明させていただきます。

資料1ページの中段を御覧ください。

まずは、基本理念及び今後10年間を通じてめざす教育の姿についてです。

変化の激しい社会をより豊かに生きるためには、生涯にわたって多様な人々と関わりながら質の高い学びを重ね、誰もがいくつになっても学び直し、新しいことにチャレンジでき、それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう、一人ひとりの可能性とチャンスを最大化することが求められております。

また、3月に策定された本市のブランドメッセージについて、安間教育長は、「あなたのみちは他との比較ではないオンリーワンとしての自分に気づかせてあげること。そして、自信をもって自分のみちをあるけるように必要な力を身に付けさせることが大事である」と言われております。

これらを踏まえ、基本理念の案として、「誰もが生涯にわたって学び合い 自分のみちを自信をもってあゆむ力を育む はちおうじの教育」といたしました。

そして、基本理念を実現するために、今後10年間を通じてめざす教育の姿として、「1. はちおうじっ子の『生きる力』の育成」、「2. 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」、「3. いくつになってもともに学び続けられる生涯学習環境の充実」としました。

今後10年間を通じてめざす教育の姿ですが、第2次八王子市教育振興基本計画では4つの視点で構成しておりましたが、伊東委員や柴田委員からの御意見を踏まえ、子どもたちの教育は学校だけで育まれるものではなく、学校・家庭・地域が連携して取り組むことが不可欠であることから、第2次計画で掲げていた「学校教育の教育力向上」と、「家庭・地域の教育力向上の支援」を1つにまとめ、第3次計画では「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」とし、3つの視点で構成す

るものといいたしました。

また、策定検討会での「学び続けるという要素を入れてほしい」、「ともにという言葉が入ることで、助け合いのイメージが出る」、「いくつになっても学ぶという表現があると良い」との御意見や、生涯にわたって学び続け、人生の可能性を広げ、豊かに生きられる環境を整備することが不可欠であることから、「学びが豊かな心を育む生涯学習の推進」を「いくつになってもともに学び続けられる生涯学習環境の充実」に名称変更したものです。

次に、施策体系についてです。別紙を御覧ください。

別紙は第2次計画と第3次計画を対比したものでございます。

施策体系案については、新たに設けた施策を中心に御説明します。

まずは、今後10年間を通じてめざす施策展開の方向から御説明をします。今後10年間を通じてめざす教育の姿、「1．はちおうじっ子の『生きる力』の育成」の、今後10年間の施策展開の方向として、新たに、「6．夢や志をもち挑戦する力を育む教育の推進」を設けました。

これは伊東委員からの「社会の持続的な発展や人生100年時代という発想から、キャリア教育を推進し、望ましい職業観や勤労観の育成が必要」との御意見や、多様で変化の激しい社会の中で、変化を前向きに受けとめ、社会で活躍できる力を育んでいこうと考え、設けたものです。

なお、今後10年間の施策展開の方向の「1．確かな学力の育成」、「2．豊かな心の育成」、「3．健康なからだ・体力の育成」は、村松委員から「知・徳・体の調和のとれた子どもの育成が大切」との御意見や、これらをバランス良く育むことで、生涯にわたり学び続け、社会の持続的な発展に貢献する力を培っていくことが不可欠であることから、第2次計画から変更することなく体系の最初に設定しております。

次に、今後10年間を通じてめざす教育の姿、「2．学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」の、今後10年間の施策展開の方向として、「7．学校における指導体制の向上」を設けました。これは笠原委員から、「すべての子ども一人一人の特性を伸ばしていけるタフな教育者が必要」との御意見を活かし、第2次計画で掲げた「6．教員の資質能力の向上」と「7．学校の自主性・自律性の確立」を

1つにまとめたものでございます。

次に、今後10年間の施策展開の方向として、「8.家庭・地域の力を活かした教育の推進」を設けました。これは、柴田委員から「地域学校協働活動など地域の力を活かした仕組みを作ることが必要」との御意見を活かし、第2次計画で掲げた「8.地域の力を活かした学校づくり」、「10.家庭の教育力を支援する仕組みづくり」、「11.地域の力を高める学校づくり」を1つにまとめたものです。

次に、今後5年間に取り組む施策ですが、今後10年間の施策展開の方向「2.豊かな心の育成」に今後5年間に取り組む施策として、「3.いじめ防止対策の推進」を新たに設けました。これは、いじめ対策への取組を推進するため、他の施策の取組の中の1つであったものから抜き出したものでございます。

次に、今後10年間の施策展開の方向「9.学びを支える環境づくり」に、今後5年間に取り組む施策として「27.学校における働き方改革の推進」を新たに設けました。これは、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備するなど、学校における働き方改革に係る取組を推進するためでございます。

その他、今後5年間に取り組む施策で、取組内容を精査し施策をまとめたものや、現在の社会的背景をもとに名称を変更したものとしては、「4.感性や創造性を育む活動の充実」、「8.特別支援教育の充実」、「12.幼児期からの教育の推進」、「13.義務教育9年間の系統性のある教育の充実」、「14.社会で活躍できる多様な力を育成する教育の推進」、「15.職業観・勤労観を育成する教育の推進」、「16.教員の資質能力の向上」、「17.学校の組織力向上」、「18.地域運営学校の充実」、「24.学校の再編」、「25.学校施設の充実」、「37.東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたアクションとレガシー」がでございます。

なお、今後10年間を通じてめざす施策展開の方向や今後5年間に取り組む施策については、今後の具体的な施策内容の検討によっては、修正する可能性があり、第3次八王子市教育振興基本計画素案を協議させていただく際に、修正があった場合は、改めて御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

今後のスケジュールですが、策定検討会での内容を、随時、教育委員会定例会に報告をしながら、素案作成、パブリックコメントを行い、令和2年2月に策定の予定でございます。

説明は以上でございます。

安間教育長　　只今、報告が終わりました。本件について御質疑・御意見・御要望等がありましたらお伺いいたします。

伊東委員　　御説明ありがとうございました。2点ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

まず、「1、はちおうじっ子の『生きる力』の育成」のところの、今後10年間を通じてめざす施策展開の方向のところ、「5、円滑で継続性・連続性のある教育の推進」ということで、円滑という言葉が第2次計画においてもあるんですね。その継続性、連続性のある教育の推進ということだけでも意味は通じるのですけれども、ここで円滑という言葉が入っているので、これが今後5年間に取り組む施策の中のもので、どういうふうはこの円滑という言葉が関係してくるのかということについて、少しお伺いしたいのが1点。

もう1点は、「2、学校・家庭・地域の連携によるの教育力の向上」のところ、第2次計画の時には18番の項目に「学校の経営力向上」という項目があったのですけれども、第3次計画のほうは「学校の組織力向上」というところにこれが収められているのかどうなのか、そのあたりですね。これがいけないということではないのですけれども、経営力の向上と組織力の向上というのが一括したのか、あるいはどこか他のところに行っているのか、そのあたりをちょっとお伺いしたいと思います。

橋本学校教育政策課長　　まず1点目の円滑でというところの表記ですけれども、これにつきましては、第2次計画では保・幼・小の連携ですとか、小学校へ上がる前から小学校へのスムーズな接続というようなこと、あるいは小中一貫教育で小学校から中学校への連続性という、そういった意味合いで円滑でというような表現を入れておりました。それにつきましては、第3次計画のほうでも幼児期からの教育の推進ということにしてありますけれども、この考え方は引き継いでいきたいということ、あるいは義務教育9年間というところは、やはり、小学校から中学校というところ

ころも円滑に引き継いでいくというそういう意味合いから、ここは円滑でという表現を第2次計画から引き継いでいるという考え方でございます。

それから、もう1点の学校の経営力向上は御指摘のとおり、学校の組織力向上というところに収れんした形をとっております。

安間教育長 他にございますでしょうか。

笠原委員 第2次計画から第3次計画に割と大胆に組み替えをしていただいたり、取り出したり、まとめたり、とても分かりやすくまとめているなと感じております。

また、例えば新しくいじめ防止対策も取り出されたりして、時代と状況にあった時とともに流れていく計画だと思いますので即したものになってきていると感じています。

その中で、要望というか私としてお願いしたいことがまだあります。たくさん取り入れていただいている中でのことなのですが、10年計画の8番の中の5年計画の例えば21番、子どもの安全・安心の確保のところですが、昨今の事件・事故、とんでもないことがたくさん起こっていて、八王子の子どもたちは、今のところ大事件や大事故に巻き込まれていないかもしれませんが、何を想定したら良いのかちょっと本当にそれだけでは分からないですけれども、八王子の子どもたちが、なるべく近いところに通学することを求めているとか、安全を求めているということは分かっているので、保護者もそうしているということは分かっているのですが、それプラス通学路ですとか、それから子どもの集まる場所のその安全確保みたいなことに少し視点を置いていただけるような計画のイメージがあると良いかなと本当に最近のことですけれども、切に思っているところです。

それから、22番ですけれども、家庭教育支援、これはもう本当に前からずっとしていただいているのですけれども、やはり、どうしても家庭間格差というか、できるお家とできないお家があるということに、やはり、目を向けていただく必要があるかなと思っています。例えば、家庭の中に親がいてくれて、親が教育をできるような家庭だったら、とても家庭教育というのが豊かになりますし、子どもを見る力のある親御さん、これはもう本当に豊かにやっていただけるだろうと思います。それを支援する市のあり方というのはとても大事だと思います。

また、一方で、親御さんがどうしても子どもの教育に目が行かない、手が行かない、本当にいっぱいである、あるいは本当に経済的な問題があるなど、さまざまな格差の問題が現実にあると思うので、そこに手の届くような、格差をなくすということは無理だと思うのですね、もう、あるものだと思います。それは、もう今の現状の中でそれ自体への対応ができるような支援というものもイメージしていただけたらと思っております。

以上です。

安間教育長　　これを受けた具体的な施策についての御提案でございますけれども、何か。

橋本学校教育政策課長　　具体的な御提案ありがとうございます。今後、策定検討会でも今月からは5年間に取り組む施策の主な取組の検討を進めてまいりますので、その中で十分議論してまいりたいと思っております。

安間教育長　　しっかりと議論してください。他にございましょうか。

柴田委員　　12番、幼児期からの教育の推進というものが盛り込まれておりますけれども、従来、施策の28番で、子どもの頃から始める学びの基礎づくりとありますが、これと幼児期からの教育の推進というのは、どう違うのでしょうか。

橋本学校教育政策課長　　まず、12番の幼児期からの教育の推進につきましては、第2次計画では保・幼・小連携の推進ということでした。ここは、名称変更をしている形なのですが、こちらにつきましてはこの間に子育て支援法の施行などを受けまして、認定こども園のうちの一部に教育委員会との関わりが強まってきたという背景がございまして、一步踏み込んだ形で幼児期からの教育という言い方で推進するという名称に変更しております。これまでどおり、保育園・幼稚園から小学校への円滑な連続性というのはもちろんこの中で取り組んでいくという考え方です。

一方、28番の子どもの頃から始める学びの基礎づくりというのは、生涯学習の分野のことでこども科学館ですとか、自然体験、青少年の海外交流等々、生涯学習の中の特に子どもの時期の取組というものを集約したのがこちらの項目ということになっております。

柴田委員　　御説明ありがとうございます。12番の施策のほうは、保・幼・小の連携というところを軸に、幼児期の頃から教育を進めていくということで、保育園にお

いても教育的な内容の活動を教育委員会と連携をしていくというふうに捉えてよろしいのですか。

橋本学校教育政策課長 保育園というよりは、ここで新たな制度として出てきた認定こども園ですかね。認定こども園は保育園と幼稚園があわさったような施設で、幾つか類型があるようですけれども。幼保連携型の認定こども園については、教育委員会からの指導・助言というようなことが国からの通達でも示されております。その辺について、教育委員会としてもどういった取組ができるのか、先日も子ども家庭部と検討する会議を設置しまして、検討を始めておりますけれども、何かあった場合に認定こども園側から教育委員会側に指導・助言を求める、それに応じて教育委員会も指導・助言をしていくというようなことを中心にした取組になっていこうかと思えます。ただ、純粋な保育園という形になると、それはこれまでどおり保育園から小学校への円滑な連続性のところで就学支援指導ですとか、そういったものの活用、あるいはマイファイルの活用ですとか、そういったことでの取組になってこようかと思えます。

柴田委員 分かりました。

安間教育長 よろしゅうございますか。他に御意見はございますか。

村松委員 先ほど笠原委員が大体お話ししてくださったのですけれども。私、今回のこの第3次八王子市教育振興基本計画案、大変立派で、またスリム化したりボリュームをつけていただいて、本当にありがたいなというふうに思っています。特に、先ほどのお話で、子どもの安全・安心の確保、そして安全・安心の確保の拡充、充実と付け足していただいて、大胆にやっていただければなんていうふうにも思うのですけれども。

また、今、子どもたちの居場所がないということもあって、放課後の子どもの居場所づくりですとか、スポーツをする場、または図書館、そして文化財関連施設の拡充とか、そういったことを充実させて、八王子市は子どもがどこでも安心して遊んだり勉強を学べたりできるところなのだということで、これをもとに八王子市はやっていくのだという、言ってみれば決意文みたいなものなので、ぜひ、これがちゃんと行われるように私たちも一緒に努力していかなければいけないと思うのですけれども。

新しく、学校における働き方改革の推進というのが入りまして、これはもう喫緊の課題ということで私もずっと話をさせていただいておりましたが、ここからまた施策が分かれていくと思うのですけれども、ぜひ、こちらのほうも皆様でまたいろいろと案を出していただいたり、私たちも案を出して、一生懸命この学校の働き方改革、それがいわゆる子どもたちのほうに直結すると思いますので、こちらのほうも、ぜひ充実させていただければというふうに思っております。

とりとめのないことを言ってしまいましたけれども、この基本計画のほうは、内容が本当に良いものができてきたというのが私の感想です。

以上です。

安間教育長 ありがとうございます。他に御意見ございませんか。

伊東委員 先ほどちょっと言い忘れてしまったのですけれども。第3次案計画の5年間に取り組む施策の20番のところに、学校だけでは解決が困難な問題に対する支援、これは第2次計画案のところにもあるのですけれども、この項目は実際、何となく分かるのですけれども、どういったことを想定していて、どういう取組になるのかというのを、教えていただきたい。

橋本学校教育政策課長 学校だけでは解決が困難な問題に対する支援ということは、例えば、スクールロイヤーではないのですけれども、かなり法律的な問題が学校で起こった時に、そういった専門家を活用するようなことですか、あるいは警察、児童相談所等々、学校の教育の分野を越えて専門的な知識・経験を必要とするような問題に対する取組で、イメージしやすいのは法律的なことかなと思っております。

伊東委員 そういうことなのかということは分かったのですけれども、そういう施策ってとても大事だとは思いますが。それが家庭・地域の力を活かした教育の推進のこのカテゴリーの中に入れるのか、それとも、違うところに何か入れるのが良いのか。ちょっと、そうでないとこの項目というのが学校・家庭・地域の連携ということと何かちょっと相反するような表現になってしまうというのが気になりましたので、御検討いただければなと思っております。

橋本学校教育政策課長 御指摘ありがとうございます。先ほど御説明したとおり、今後10年間の施策展開の方向ですとか今後5年間に取り組む施策につきましては、今後この具体的な取組を検討する中で修正することも想定をしておりますので、い

ただいた御意見も踏まえまして、どこに位置付けるのが良いのかということも改めて検討していきたいと考えております。

安間教育長　ただ、ここのこの項目というのは、今、法律的なおっしゃったけれども、そういう話ではなくて、働き方改革の中にもあったけれども、学校の教員が担わなければいけない部分の仕分けを国のほうでしましたよね。そういったことなのではないですか、これは。

例えば、通学路だとかそういったところの見守り、子どもが朝、家を出てから学校に来るまでの間はどのようにするのだ。これまでの論調だったら、「学校の先生何とかしてください」って、でも現実では不可能ですよ。だから、そこはやはり、地域の人たちが組織立ってなくても、朝の子どもたちが登下校する時間に早起きしていたら家の前の掃除をしていただくとか、そういったようなことがここには想定されているのではないかなというふうに思います。

今、お話のあったとおり、施策を具体化していくわけですがけれども、その時にきっちりと整理をして、それで具体的な施策を入れて、今度は10月に議論するのですよね。そこら辺で具体策が挙がったところで、議論したいというふうに思います。よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、報告として承らせていただきたいと思います。

安間教育長　続きまして、保健給食課から、2件報告をお願いします。

田倉保健給食課長　それでは、報告として、夏期休業中における学童保育所での昼食提供の試行実施について、安齊主査から詳細を説明いたします。

安齊保健給食課主査　資料を御覧ください。

子どもたちの健やかな成長と保護者の子育て支援につなげるため、夏期休業中の小学校の給食室を活用し、昼食を提供するため報告するものです。

2. 報告内容(1)、小学校の給食室の現状といたしましては、夏期休業中は厨房機器のメンテナンスや清掃を行ったり、料理教室等の食育に活用したりしていますが、年間の給食回数が増加傾向にあることを鑑みても、今後、各校5日程度は施設の活用が可能です。

(2) 給食の有無による栄養摂取状況についてですが、給食がない日とある日を比較した結果、長期休業中にバランスの整った昼食を提供することは、子どもの元気を支えることにつながると考えております。そこで、子ども家庭部と連携し、2校で昼食提供を試行実施いたします。

(3) 試行実施校の選定についてです。作った昼食を校舎から外に持ち出すことができないため、校舎内に学童保育所がある学校を選びました。実施校につきましては、(4) の表を御覧ください。

第九小学校、指定管理者はNPO法人からまつ、以前から子どもの食支援に積極的な取組をされております。船田小学校は社会福祉協議会が運営しており、市内の約半数の学童保育所の運営を担っていることから、今回の試行実施の検証に適していると判断し選定いたしました。

裏面を御覧ください。

(5) 実施日は学童の行事等を考慮して、記載のとおりです。

昼食の形態は小学校の給食と同様、食缶方式で提供し、昼食費は1食300円を予定しております。

献立の作成、食育、調理等は正規調理員と栄養士で当番制で業務を担ってまいります。

3. 今後のスケジュールです。6月下旬には家庭宛てにお便りを配布し、希望調査を行います。実施後は利用者のアンケート調査を行い、実施内容や効果を検証して、今後拡充を検討いたします。

報告は以上となります。

安間教育長 只今、報告が終わりました。本件について御質疑・御意見・御要望等がございますか。

柴田委員 御説明ありがとうございます。夏休み中の学童の給食提供というのは、多分保護者も望んでいる取組なのではないかと思えます。特に夏休みが猛暑ですので、朝、子どもにお弁当を持たせて、それを昼まで、もしかしたら悪くなってしまうのではないかとこのことを心配するということもあるかと思えますので、暑い時期にこういった栄養の整った昼食を子どもたちに提供できるということは、本当に良い取組だと思います。今後、拡充を検討するということですが、やはり拡充を検討す

る時には、校舎の中に給食室があるところに限られるのでしょうか。

安齊保健給食課主査 現在のところは校舎内に学童保育所がある22校で検討をしていきたいと思っております。期間を延ばすというよりは、1校でも多く実施できる学校というふうに検討してまいりたいと思っております。

安間教育長 他にございましょうか。

笠原委員 質問です。牛乳の提供がないというのは何か、どんな理由ですか。

安齊保健給食課主査 学校給食用牛乳は明治乳業から調達をしておりますが、夏休み中は工場が稼働していないというのが一番の理由です。

安間教育長 他にございましょうか。

田倉保健給食課長 牛乳の件ですけれども、学校牛乳は国等の補助金も出ておりまして、安価な単価で納入していただいておりますが。これは、学校給食法に基づく給食ではないので、1本当たりの単価がもっと高くなるのが想定されますので、牛乳を出すよりは学校の給食室で調理した料理を普段とは違ったメニューも提供できると思っておりますので、そういったことで提供していきたいと思っております。今回は牛乳は除いております。

安間教育長 よろしゅうございますか。

村松委員 ありがとうございます。保護者としては、夏休み期間中に学童で給食も出していただけるというのは、多分、大変ありがたいものだと思っております。

夏休みの期間、第九小学校、船田小学校、それぞれ5日間なのですけれども、これは試行実施なので5日間と言わず、もうちょっと伸ばすことができなかったのかなというのが1点。

あと、アレルギー対応についてなのですけれども、学童のほうでアレルギーの申し出というのがあると思うので、食べられない子も出てくるかもしれませんけれども、アレルギー除去食の対応はなしというのは、これは安全を考えて大丈夫なのかなというのがちょっと心配です。

安齊保健給食課主査 まず、1つ目の御質問、5日間では短いのではないかとということなのですが、今回は受け入れる学校や指定管理者の方の状況、また厨房で行うメンテナンスの計画を大きく変更しないということを前提に5日間で試行させていただくこととしております。

2つ目のアレルギー児童の対応については、正規栄養士がしっかり原食品等を把握しまして、除去食は作りませんが、申し込みですとか当日の対応はしっかりアレルギー除去の対応、食べられる人、食べられない人の対応というのはしていきたいと思っております。

安間教育長　よろしゅうございますか。

試行をするわけですから、当然、その先のことがあるわけで、先ほども現時点では2校を想定しているという話ですけれども、やはり、これはどの学童に行くとこういう食が提供されないというような状況を作らない方向で、検討していかなければいけないのではないかなと思います。やはり、そこは何らかのビジョンを私たちが持って、始めていかなければいけないのではないかな。もちろんそんなこと、もう課としてお分かりの上での今回の試行だと思いますけれども。ぜひ、その先の案を立案していただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、本件については報告として承らせていただきます。

安間教育長　引き続き、保健給食課から報告をお願いします。

田倉保健給食課長　引き続きまして、保健給食課から「食育ソング」の制作について、御報告をいたしたいと思っております。後でプロジェクターを使つての報告になりますので、よろしくお願ひいたします。

詳細は安齊主査から報告いたします。

安齊保健給食課主査　それでは、資料を御覧ください。

食べることの大切さを歌詞に込めた「食育ソング」を制作するため報告するものです。

(1) 楽曲のテーマについては、食を大切にする心、大地の恵みに感謝し、一緒に食べる幸せを感じる心を育めるようなメッセージを親しみやすい楽曲にのせます。

(2) 楽曲制作者については、本市の観光PR特使であり、音楽で子どもたちを応援したいと活動しているアーティスト「フラチナリズム」に依頼するものです。楽曲の権利については、寄附の申し出をいただいております。

(4) 活用方法といたしましては、小・中学校の給食時間のテーマソングとして校内放送で流したり、食育活動のイメージソングとして幅広く活用し、食育が身近

なものになるよう目指していきます。

(5) 曲名と歌詞については、裏面を御覧ください。

曲名は「いただきます!」。本日は制作途上の音源ではありますが、曲に込めたメッセージを伝えるためのビデオクリップを用意いたしましたので、正面時計の下の壁面を御覧いただきたいと思います。

〔ビデオ視聴〕

安齊保健給食課主査 御視聴ありがとうございました。以上となります。

それでは、表面にお戻りください。

3、今後のスケジュールといたしましては、8月中にCDを完成し、2学期以降、各学校に配付いたします。10月に実施するもったいない大作戦において、各学校で活用し始める予定です。この曲がたくさんの「ありがとう」「いただきます」につながることを願っております。

報告は以上となります。

安間教育長 只今、報告が終わりました。保健給食課は本当に存分に仕事されていますね。委員の皆様から御質疑・御意見・御要望等ございましょうか。

村松委員 今、拝見させていただきました。大変良い歌で、また子どもたちがこの八王子の食育とともに、この歌と給食を食べていただく、おいしく、また、たくさん食べていただければと思います。

周知の方法なのですけれども、学校のほうで、発表方法とかイベントとか何かそういうものは考えていらっしゃるのですか。

安齊保健給食課主査 今、10月に取り組むもったいない大作戦で食べ物大切さですとか食べ残しのことを考える機会がございますので、その時に全校にこのDVDを配付しまして、全校朝会等で見ていただく機会を作りたいと思っております。曲のプレスについては、ちょっと今のところ検討中でございます。

村松委員 10月、11月でも、例えば、1日の日は一斉にその日に学校で流すだとか、何かこういうのを作りましたというふうにとると、子どもたちも、「おっ」というふうに思うと思いますので、ここまで一生懸命やったださっているのですから、何か大々的に華々しくスタートを切っていただければというふうに思っています。

以上です。

伊東委員　　今、村松委員のお話があったのに関連しているのですけれども。せっかくこういうような良い取組をされているので、ぜひ、小・中学校に配るのであれば、子ども会等にも事前にお話をさせていただいて、この歌がただの歌だけに終わらないように活用できるようにしていただければと思っております。特に命をいただくということにつきましては、道徳の中でそういった価値項目というのがあって、命をいただきますというようなこととの関連で、授業とこの歌を関連づけるというような取組が重要かなというふうに思います。そのあたりの効果的な取組ができるような学校との連携というのでしょうか、そういったことを心がけていただければというように思っております。

以上です。

安間教育長　　ありがとうございます。他にございましょうか。

笠原委員　　とても素敵な取組だと思います。給食の時間に流れる音楽って、自分の頃は映画音楽のサントラ盤か何かをずっと聞かされていたのを今思い出したのですけれども、すごく子どもたちの心に残ると思うのですね。1年や2年の話ではなくて、例えば6年間、9年間ずっとこの音楽を聴き続けて育つ子どもたちのことを考えると、素敵だなと思っておりますので、ぜひ、長きにわたって使えるようなものを提供していただけたらと本当に思います。

安間教育長　　ありがとうございます。他にございましょうか。よろしゅうございましょうか。

保健給食課の皆様も存分に好きなようにやってください。

以上、報告として承らせていただきます。

安間教育長　　続きまして、教育支援課から報告をお願いします。

山田教育支援課長　　それでは、令和元年度八王子市奨学生の決定について、御報告いたします。

詳細につきましては、担当の岡部課長補佐から説明いたします。

岡部教育支援課課長補佐兼主査　　それでは、御報告いたします。

平成31年3月29日に八王子市奨学審議会を開催いたしまして、令和元年度の

奨学生を決定いたしました。平成30年度に行ったアンケート結果と合わせて、今回は御報告させていただきたいと思います。

お配りしてある資料を御覧いただきたいと思います。

1ページの2の(1)になります。一般奨学生についてですが、アに選定結果、人数のほうを記載させていただいております。

イの選定方法でございますが、評定平均値、学校所見、家庭状況を得点化し、奨学審議会の審議を経て上位、今回123名を決定したところでございます。

ウの支給内容でございますが、月額1万円で令和元年4月から卒業までとなっております。

エに申請者と決定者の状況をお示ししております。

次に、2ページ目でございます。(2)の一般奨学生(中途採用)でございます。こちらにつきましては、高等学校等に在学中で、高校進学前に経済的理由から就学が困難になった方を対象としております。

アに、同じように選定結果をお示ししてございます。

イの選定方法でございますが、先ほど御説明させていただきました一般奨学生と同様ではございますが中途採用者につきましては、申請基準として申請時の高等学校及び中学校3年生卒業時の評定平均値を使っております。

ウの支給内容でございますが、こちら月額1万円となっております、令和元年4月から卒業までとなっております。

同じくエに、申請者と決定者の状況を参考にお示ししてございます。

続きまして3ページでございます。(3)の特別奨学生でございます。

同じくアに選定結果をお示ししてございます。

イの選定方法でございますが、こちらのほうは高等学校第1学年申請時の評定平均値の高い方から順に序列をつけさせていただいて決定をしております。

エに、申請者と決定者の状況をお示ししてございます。

次に、4ページでございます。こちらからは八王子市奨学金に関するアンケート調査の結果をまとめたものでございます。項目をかいつまんで御説明させていただきます。

2の奨学金の使い道でございます。こちらにつきましては公立高等学校につきま

しては、やはり通学費や学校行事に使われている状況が高くなっております。私立高等学校につきましては、いわゆる授業料等々に該当するものが主な使い道になっております。

3でございます。奨学金の希望支払回数につきましては、ほとんどの方が毎月ごとの支払いを希望されております。

次に、5ページ目に移らせていただきます。

6、卒業後の進路でございますが、こちらにつきましては4年生大学、専門学校などの約9割の方が進学をしてございます。

7、将来の目標でございますが、分野としましては、やはり医療、福祉、それから教育、学習支援などが多く見受けられる状況となっております。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、説明が終わりました。本件について御質疑はございませんか。

村松委員 一般奨学生と特別奨学生、一般のほうは所得限度超過が23名で特別奨学生のほうの却下が38名ですかね。これは、例えば、どのぐらいの対象基準、所得をオーバーされているのかなとか、ちょっとだけ基準が上回って受けられなかったとか、そういった方もいると思うのですけれども。皆様、どのぐらい上回ってしまっているのか、ちょっと教えられる範囲で教えていただきたいのですが。

岡部教育支援課課長補佐兼主査 まず所得限度の基準額についてでございますけれども、数字としましては生活保護基準の1.5倍という計算をやっていただいているところがございます。各御家庭の基準額はどのぐらいかというお話なのですけれども、そこにつきましては世帯の方の人数とか年齢で数字が動く部分がございますので、必ずどの家庭の方もいくらという決め方はないのですけれども、あとはどのぐらいオーバーされているかというお話なのですが、基準額から委員がおっしゃるようにちょっとオーバーしている方もいらっしゃるれば、2倍近くオーバーされている方もいらっしゃいますので、そこはさまざまな状況がございます。

村松委員 ありがとうございます。その辺、多分こちらの選定委員たちが見てくださっているとは思いますが、そこら辺はちょっと柔軟に対応していただくと、より奨学金のほうが行き渡るのかというふうに思います。

それで、あと、私いつも質問させていただいているアンケートの回収率ですね。

多分、大変努力していただいて全体の回収率は97.6%、大分これは回収率が上がっていますよね、ありがとうございます。ただ、2.4%の方は、最後のアンケートを出してくださらない、奨学金を受ける以上、アンケートを出していただくというのがやはり最初のお約束だと思いますけれども、この2.4%の方たちというのは、どんな理由で回収されないのかというのは今お分かりになりますか。

岡部教育支援課課長補佐兼主査　こちらの表記のアンケートにつきましては、卒業された方ということで、卒業証書とあわせてお願いをしているところでございます。提出につきましては郵送ですとか窓口にお越しただいて提出、どちらでもお願いをするところなのですけれども、そのうち郵送の方で何名かいらっしゃったということで、卒業証書だけを送っていただいたという方もいらっしゃいます。御連絡のあった方については、アンケートの方もお願いしますというお話ではあったのですけれども、そこで御提出がなかったという経緯もございました。

村松委員　ありがとうございます。

伊東委員　教えていただければと思いますけれども、これ、当然給付型であるということだというふうに理解してよろしいのかということが1点と。

それから3ページのところで(3)の特別奨学生というのがありますけれども、八王子市の奨学生のうち高等学校第2学年の生徒を対象ということだと、既に給付している生徒にさらに上乘せしているということなのかどうなのか、ちょっとその辺を教えていただきたいと思っています。

岡部教育支援課課長補佐兼主査　1点目の御質問でございますけれども、こちらは完全給付型の奨学金でございます。

2つ目の御質問ですが、御説明が足らずに失礼いたしました。現在、一般奨学生として1万円を受けられている方が特別奨学生として決定した場合については、3千円を加給して1万3千円という形で支給をさせていただく形でございます。

伊東委員　ありがとうございます。それは大変結構でございますが、その理由というのは何なのですか、ちょっと教えてください。

岡部教育支援課課長補佐兼主査　こちらにつきましては、規約等の規定につきましては、八王子市の奨学資金支給条例というところに定めがありまして、一般奨学生の1万円の部分とは別に奨学生の中で特に成績が優秀であると認めただ方に対して、そ

の意欲向上と資質向上のために3千円を加給してるところでございます。

安間教育長 よろしゅうございますか。

それでは、本件、報告として承らせていただきます。

安間教育長 続いて、教職員課から報告願います。

溝部教職員課長 それでは、令和元年春の叙勲の受章についてでございます。

本件は、昨年4月11日に本定例会におきまして推薦を決定していただきました。

その候補者につきまして、今回、叙勲を受章いたしましたので報告いたします。

お1人目が園部功さん、72歳、校長歴は13年。瑞宝双光章でございます。

お2人目、茅野俊文さん、83歳、校長歴が8年。同じく瑞宝双光章でございます。

発令日につきましては、5月21日の火曜日でございます。

報告は以上です。

安間教育長 報告が終わりました。本件について御質疑・御意見・御要望等がございますか。よろしゅうございますか。

それでは、委員一同、改めて祝意を表したいというふうに思います。

安間教育長 続きまして、文化財課から報告願います。

菅野文化財課長 それでは、「八王子城跡まつり～こども武者大集合！」の実施について御説明いたします。

カラー版のパンフレットができましたので、お手元の資料とあわせて机上配付させていただきますので、御覧ください。

北条氏照が築きました日本100名城に選定されている八王子城で八王子城跡まつりを今回、親子を対象とした行事として初めて開催いたします。

開催日の6月23日でございますが、現在の八王子市のまちの形成につながった歴史的な位置づけのある八王子城落城の日にちなんだ日でもございます。

会場となる城跡御主殿跡とガイダンス施設、そして屋外模型広場の3か所では、甲冑を着た武者による演武や鉄砲隊の砲術演武のほか、共立女子第二中学校による吹奏楽の演奏、都立南多摩中等教育学校の八王子城の歴史に関する研究発表なども

含まれております。

また、親子で楽しめるイベントといたしまして、子どもたちが甲冑を着て武者になり切り馬に騎乗する体験や、スタンプラリー、オリジナル缶バッジの制作など盛りだくさんとなっております。

この他にも、北条3兄弟がゆかりで姉妹都市の盟約を締結した小田原市と寄居町を御紹介するコーナーもございます。砲術演武につきましては、寄居町の鉢形三鱗会が駆けつけ、火縄銃について披露していただく予定でございます。

今回の開催にあたりましては、協賛団体にありますように元八王子町一丁目から三丁目の町会、松子舞自治会をはじめ、多くの地元関係者の皆様に御協力いただいております。近隣の元八王子小・中学校や城山小・中学校等には全家庭にチラシを配付いたします。

多くの方においでいただき、市民の皆様や八王子の未来を担う子どもたちが八王子市を、あるいは八王子の歴史に興味を持つきっかけとなり、郷土愛が育まれることを期待して開催するものであります。

報告は以上です。

安間教育長 報告が終わりました。本件について御質疑はございませんか。

村松委員 大変楽しそうな企画で私もお伺いしたいと思っております。これは、11時にオープニングセレモニーと書いてありますけれども、この時点では子どもたちは参加できるのですか。

菅野文化財課長 もちろんでございます。この時間の11時から15時の間、全てがお子さんと親御さんと皆様に参加していただく、参加型、体験型で進めています。

安間教育長 よろしゅうございますか。

先般の議会でも、地元の子たちは良いのだけれども、例えばニュータウンのほうとか離れた子どもたちが、なかなか関わりがないではないかという議論もされておりましたから、学校のほうでそういった子どもたちもここに参加できるよと、そういうような機会をもうちょっと工夫して考えてみてください。

斉藤指導担当部長 初任者対象ですとか異動してきた教員に対しましては、ここを見学場所にしていますので、それをもとに社会科見学等に取り入れていただくなど、こちらも打てる手は打ってまいりたいと考えております。

安間教育長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

それでは、報告として承らせていただきます。

安間教育長 次に、図書館部から続けて2件報告をお願いします。

太田中央図書館長 それでは、姉妹都市関連テーマ展示「北条早雲と城」の実施結果について報告します。

内容につきましては、中央図書館山中主査から御説明いたします。

山中中央図書館主査 北条早雲の没後500年、節目の年であるため、「北条早雲と城」をテーマとした展示を実施したことから、その結果を報告します。

報告内容ですが、(1)会場は市内4図書館。(2)期間は、5月1日から5月31日まで実施しました。(3)主な展示資料としましては、「北条氏五代と小田原城」、「八王子城主・北条氏照」などを展示しました。

また、裏面を御覧ください。中央図書館のみとなりますが、八王子市郷土資料館との連携によりお借りした展示資料の八王子城跡遺物、鉄釉瓶などです。

前のページにお戻りいただきまして、実施結果としましては、全館で合計255冊の貸し出しがあり、図書館の利用促進につながったと同時に、観光課のパンフレットや姉妹都市である小田原市、寄居市のパンフレット等の配布を行い、観光事業のPRや姉妹都市の周知、また八王子市の歴史への関心を高めることができました。

また、報告のほうには挙がっていませんが、先ほど文化財課から報告のありました八王子城跡まつりにあわせ、お借りしていた展示物をそのまま引き続きお借りし、八王子城に関するテーマ展示、「八王子にお城があったんだ八王子城跡」ということで中央図書館のみになりますが展示を実施しております。

報告は以上です。

安間教育長 報告が終わりました。本件について御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

安間教育長 引き続き、それでは図書館部から報告をお願いします。

中村南大沢図書館長 中央大学との共同研究の報告会開催につきまして、担当の鈴木主査から説明します。

鈴木南大沢図書館主査 中央大学との共同研究の報告会開催について、資料に基づき御説明いたします。

まず、1、報告趣旨でございます。図書館部では、平成29年7月から、中央大学研究推進支援本部と読書のまち八王子推進に向け、本市における図書館整備や関連教育の向上を図ることを目的に、中央大学文学部と共同研究を進めてまいりました。このたび、平成30年7月の協定再締結後1年が経過し、研究成果をまとめたことから報告会を開催いたします。

報告会につきましては、2の報告内容にありますとおり、7月6日土曜日の午後2時から4時までで、場所は中央図書館3階の視聴覚室となります。

研究テーマは2つありまして、1つは図書館の利用状況を分析し、図書館運営に生かす市の図書館利用実態に関するデータの分析であり、もう1つが読書の傾向を分析し、効果的な読書活動につなげる読書感想文コンクールに応募される読書感想文の分析でございます。

報告者は中央大学文学部の小山憲司教授、国際情報学部の飯尾淳教授、長谷川幸代文学部兼任講師、大学院文学研究科博士前期課程2年の青木優大さんの4名になります。

なお、その他にありますとおり、この図書館部による共同研究は平成29年4月に市と大学が締結した八王子市と中央大学との包括連携に関する協定の一環としての取組になります。

また、今回の報告会は本年1月29日に行いました学生による中間報告会に引き続き行われるもので、一年間の研究成果を先生方から公開で報告いただくものです。6日の報告会には皆様に御出席いただきますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、報告が終わりました。

本件について御質疑・御意見等はございますか。

村松委員 ありがとうございます。

こちらの7月6日なのですけれども、ちょっと私のほうは出席ができないのですけれども、また報告とかでこちらのほうは報告をしていただけるといふのはあるのですよね。

鈴木南大沢図書館主査 はい、予定しております。

安間教育長 よろしゅうございますか。

それでは、中間報告会の時も私申し上げたのですけれども、この読書感想文コンクールに寄せられる読書感想文の分析については、学校の先生、特に国語で読書感想文を指導しているような先生を対象に教員研修の一環に入れるとか、何かそんなふうな工夫でちょっと広げてみてください。できる範囲で結構ですから。

それでは、報告として承らせていただきたいと思います。

以上で公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございましょうか。

伊東委員 ちょっとお伺いしたいのですけれども、八王子市は例えば条例とか委員会規則等が1つになった例規集というようなものというのがあるのでしょうか。

小山生涯学習スポーツ部長 私からお答えします。以前は、冊子で例規類集がございましたが、今、ネット上で例規類集を整備しております。

伊東委員 今日の議案にしても、それから報告案件にしても、非常に条例とか、それから教育委員会規則のようなものが前提にあって、それで審議をしているわけなのですけれども、その中身の根拠法規があまりよく分からない中で審議をやっているような状況なので。東京都の教育委員会の場合には、必ず委員の席に教育六法と都の例規集があるんですけれども、そういった何か根拠規定のようなものがあるのだったら、大変ありがたいかなということでお話をさせていただきます。

以上です。

安間教育長 事務局のほうで検討してみてください。

他に委員の方から何かございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 ないようであります。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

再開は25分をめぐりに行いたいと思います。

【午前11時21分休憩】